

## 監査委員に 山口和之氏

3月定例会市議会で同意を得て、監査委員に山口和之氏（駒形）が選任されました。



山口和之氏

▶問い合わせ 監査委員事務局  
☎564-6521

## ご存じですか 行田市市民活動災害補償制度

市では、市民活動団体やボランティア団体の活動を支援するため、行田市市民活動災害補償制度を設けています。この制度は、ボランティア活動中に起きた事故（市主催の行事を除く）で、団体のメンバーなどが傷害や賠償責任を負った場合の負担を補償するものです。保険料は全額市が負担しますので、登録要件を満たす団体であれば、無料で登録できます。

▶対象 市内に活動の拠点を置き、地域社会活動、社会奉仕活動などの公益性のある活動（政治、宗教および営利を目的とするものを除く）を継続的・計画的に行っている団体

【登録している団体の例】

自治会、ボランティア団体、青少年活動団体など

### ▶補償の概要

補償の内容	補 償 金 額
賠償責任事故 （補てん限度額）	【対人】 1人につき1億円、1事故につき5億円 【対物】 1事故につき500万円 ※対人、対物ともに免責10,000円以下
傷害事故	【通院日額】 2,000円 【入院日額】 3,000円 ※事故日から7日までに治癒した場合には、保険給付は行われません。

### ▶補償の対象外となる場合

スポーツや公民館活動中に起きた事故など

▶登録方法 登録を希望する団体は、生活課にある「行田市市民活動災害補償制度登録申請書」に必要事項を記入のうえ、同課まで提出してください。

▶問い合わせ 同課市民活動担当（内線251）

## 市内循環バスの運行経路と時刻表を一部変更します



南大通り線コースを除く4路線の運行が平成18年4月から5年を経過し、その間、さまざまな意見・要望が寄せられたことから、このたび運行経路および時刻の見直しを行いました。詳しくは、自治会を通じて全戸配布した路線図および時刻表または市ホームページをご覧ください。

なお、路線図および時刻表は、市役所生活課、JR行田駅前観光案内所、各地域公民館でも配布しています。

### ▶主な変更点

【全 路 線】 南大通り線コースを除き、運行時刻を変更。

【西 循 環】 これまでの路線を2分割し、西循環と観光拠点循環に再編。

西循環は、主に通勤・通学の利便性の向上を図り、1日20便と大幅に増便。

観光拠点循環は、JR行田駅前を起点として、さきたま古墳公園や古代蓮の里などの観光拠点を結び、1日に8便を運行。

【東 循 環】 埼玉地区の運行経路を一部変更。

利用者の少なかった9、10便を廃止し、1日に8便を運行。

【北東循環】 利用者の少なかった9、10便を廃止し、1日に8便を運行。

【北西循環】 南河原地区で一部路線の延長および停留所を増設。

利用者の少なかった9、10便を廃止し、1日に8便を運行。

▶運 賃 1回100円 ※未就学児は申告により、障害をお持ちの方は障害者手帳の提示により無料。障害をお持ちの方1人につき介助する方1人は無料。

▶乗り継ぎ 他の路線を乗り継いで目的地へ向かう場合、乗継券を発行します（乗り継ぎは1回のみ）ので、必要な方は運賃支払いの際に運転士に申し付けください。

▶問い合わせ 生活課市民生活担当（内線251）